

PPR強化円借款制度の創設

～途上国の公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化を支援～

【創設する理由】

パンデミック等の公衆衛生上の脅威に備えるためには、①②の双方の確保が重要である。

- ① 危機発生前の予防(P: Prevention)と備え(P: Preparedness)の取り組み
- ② 危機発生時に機動的に対応(R: Response)するための取り組み

他方、途上国には、公衆衛生上の脅威に備える資金が不足している。

⇒新たな円借款制度を活用することで、PPRに必要な資金を一体的に支援することが可能となる。

【新たな円借款制度】

- 成果連動型借款(途上国政府による危機への予防・備えを柔軟に支援)
我が国は、途上国政府が危機発生前に取り組む予防(P)・備え(P)に必要な資金を支援。
我が国は、途上国政府と達成すべき成果とそれに必要な活動の計画額を、計画の実施前に合意。
成果の達成を確認後、合意した計画額の貸付を実行。
- 公衆衛生危機スタンバイ借款(途上国政府による危機発生時の機動的な対応を支援)
途上国政府が予防(P)・備え(P)に取り組むことを前提とし、我が国は、途上国政府が危機発生時に機動的に対応するための資金を、危機発生に先立ち、必要資金の融資枠を供与(R)。

(※上限金額は、100億円／GDPの0.25%の低い方)

